

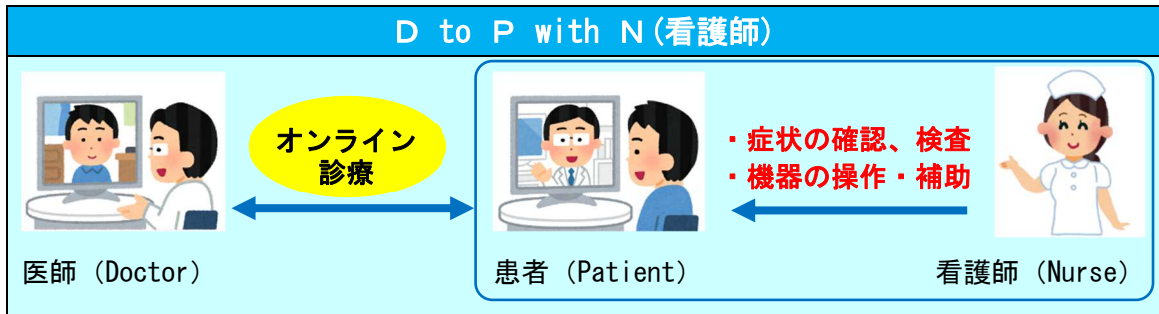
## 木曽圏域におけるオンライン診療について

長野県立木曽病院  
長野県木曽保健福祉事務所

### 1 オンライン診療とは

遠隔医療のうち、医師－患者間において、情報通信機器を通じて、患者の診察及び診断を行い、診断結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムにより行う行為

【イメージ】



### 2 地域医療を取り巻く現状

#### (1) 通院困難者の増加

少子化・人口減少に加え、公共交通機関の維持が困難な状況の中で、今後、**通院困難者**（特に独居高齢者）の増加が予想される。（参考：高齢化率 木曽 44.1%、県 32.9%）

#### (2) 医師の不足と高齢化

木曽圏域の医師数(人口10万人当たり)は、10圏域中で最も少なく、開業医の高齢化により、この10年間で**4つの一般診療所が廃止**され、特養の嘱託医や学校医、産業医等の確保も困難となっている。

#### (3) 医師の働き方改革

2024年4月から、医師にも時間外労働の上限規制（原則960時間）が適用されるため、**時間外勤務の削減**に努める必要がある。

#### (4) 規制緩和

へき地等において、患者にとって**身近な場所**（へき地等の公民館や通所介護事業所等）での受診を可能とする規制緩和が行われた（R5.5.18～）。

### 3 オンライン診療の有効性

#### (1) 患者の負担軽減

拘束時間の短縮（病院での待ち時間の短縮）や、通院困難者の移動負担軽減につながる。

#### (2) 医師の負担軽減

巡回診療や訪問診療において、医師が診療場所へ移動する時間や負担を軽減することで、効率的な医療提供及び医師の健康を守ることによる安全で質の高い医療提供が期待される。

#### (3) 持続可能な医療提供

木曽病院における常勤医の確保や、診療所の存続も危ぶまれる中で、医師不足や地域偏在といった課題への対策の一つと考えられる。

## 4 木曾地域でのオンライン診療のあり方

- (1) スマホやパソコン等の機器に不慣れな高齢者が多く、また、より質の高い医療を提供する観点から、患者側に補助者がいることが好ましい (D to P with N)。
- (2) 限られた医療資源を有効に活用し、オンライン診療を持続可能なものとするため、医療従事者と患者の双方にメリットがある場面からの導入が好ましい。

## 5 これまでの取組

### (1) 長野県立木曾病院

#### ○長野県立病院機構第3期中期計画 (R2年度～R6年度)

「訪問診療等における遠隔診療の実施や、電子カルテの相互参照、モバイル端末による医療従事者間の情報共有等、医療分野における先端技術の活用により、医療従事者の負担軽減及び業務の効率化を推進するとともに、地域の診療機能の充実を図り医療・介護サービスを提供する。」

### (2) 木曾広域連合等

#### ○知事要望 (R4.9.7)

木曾郡6町村長(木曾郡町村会)より、「中山間地域である木曾地域で、各町村保健センター等を利用しICTを活かした遠隔診療が実現できるよう、法的整備等の国への要望、遠隔診療設備のための財源確保等を図ること」を要望

#### ○ケーブルテレビネットワーク光化促進事業 (R4.3完了)

#### ○木曾広域連合DX・ICT利用計画の策定 (R5.2)

光化したケーブルテレビ網の利活用を推進するための実施計画に「オンライン診療・服薬指導支援」を位置づけ(CATV網活用想定)

#### ○検討組織の設置 (R5.4)

自治体DX・ICT利活用推進本部福祉推進部会において検討開始

### (3) 木曾保健福祉事務所

#### ○長野県総合五か年木曾地域計画(プラン3.0)(R5年度～R9年度)

木曾地域計画に「遠隔診療導入の取組への支援」を明記

#### ○先進地視察 (R5.1.12)

- ・場 所 阿南病院、売木村国保直営診療所
- ・内 容 阿南病院におけるオンライン診療の状況
- ・参加者 18名(南木曾町、木曾町、大桑村、木曾広域連合、木曾病院、木曾保福)

#### ○関係団体との意見交換

- ・木曾病院、木曾広域連合等と、オンライン診療導入に向けた意見交換を実施(R5.2.7以降、計7回開催)

## 6 オンライン診療の試行

### (1) 巡回診療

実施主体	長野県立木曾病院
実施場所	才児集会所(上松町大字小川4525)

開始時期	令和5年9月21日(木) 予定 ※原則、毎月第3木曜日
実施内容	へき地医療拠点病院として、無医地区の医療環境の改善のため、医師、看護師、薬剤師及び事務職員で地区集会所に出向き、診察を行うとともに薬を処方する巡回診療を毎月1回実施しており、今回は、この巡回診療に、隔月でオンラインによる診療を導入する。 医師は病院でモニターを通じて集会所にいる患者の診察を行い、患者側には看護師等のスタッフが同席し診察を補助する。 【形態】 DtoPwithN+その他医療従事者
主な留意点	・オンライン診療は、医師と患者、双方の合意に基づき実施 ・対面診療と組み合わせ、十分な情報セキュリティ対策を講じながら実施
他団体との連携	・上松町及び地元区の協力により、診療所(集会所)を管理運営 ・木曾広域連合で介護保険事業(医療と介護の連携)において既に導入し、セキュリティ性能が高い「トリニティケアクラウド」システムを試行的に使用



(集会所の外観)



(診療の様子)

## (2) グループホームへの訪問診療

実施主体	長野県立木曾病院
実施場所	認知症高齢者グループホーム(3施設予定)
開始時期	令和5年12月頃から順次開始予定
実施内容	グループホームの入居者への訪問診療を3か月に1回実施しており、今回、この訪問診療にオンライン診療を導入することにより、3か月に2回の診療日を確保する(対面診療1日、オンライン診療1日)。 医師は病院でモニターを通じて施設入居者の診察を行い、受診側には施設の介護職員等が診断の補助を行う。 【形態】 DtoPwith オンライン診療支援者(医療従事者以外)
主な留意点	巡回診療と同じ
他団体との連携	・グループホーム施設職員の診療支援 ・木曾広域連合のトリニティケアクラウドシステムを試行的に使用

## 7 今後の取組

- 今回のオンライン診療の試行的な取組の結果、その効果が確認できれば、巡回診療や施設入居者への訪問診療を郡内他地域にも拡大していく。
- 現在木曾広域連合において、「自治体DX・ICT利活用推進計画」に基づき検討している「オンライン診療・服薬指導支援」の具体的な展開への参考にさせていただく。